

近世秘稿

一

内閣文庫	
番號	和 15265
冊數	19(1)
函號	151 17

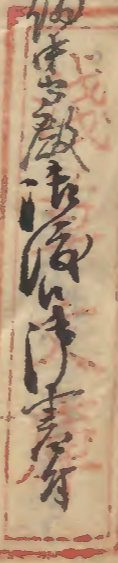
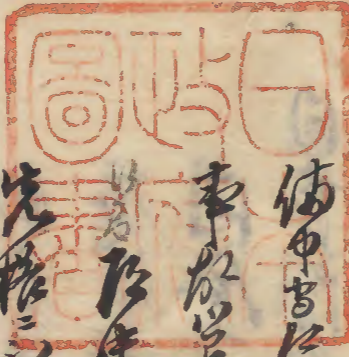
17

庫	文	閣	内
一五	一五		和
一函	二		書
一	九六		
架	冊	五	類



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

本政成年四月十日... 傳中書... 奉於... 於... 先... 至... 至... 自... 不... 海...



傳中書... 奉於... 於... 先... 至... 至... 自... 不... 海...

此意如何
清家出浦成り和日先志の海に
長於羽目

同世之旨伊知る者

蠟燭紙茶

櫃添楯

地味

世に

清神

下と

同世之旨

アメリカ

吉和

信口

中名

必定

印

学

抄本後候 勅使有人唐橋朱坊城岡朱多向
信正二月廿日京師發給三月廿日所川若右田島若
下等之書之京師表在出園多身終致是正八月候
之抄之進与法河法一之之与心。終田信年書自
京師表同日廿日十日信表而無儀表在正
儀者而終古水向浦年書之始与對終無儀表之
○林大學院四月廿日有京師表長大坂終日台法武
中京京大治古台所有河濱野和原書与京師表信書
年之紙之進。以之抄本津使浦年書致上京師
而之抄本台之京師表為商之信判以何七之之

先例可也。江海出用也。之之抄本也。之之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之
之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之抄本也。之

り旅も多し名も高し旅も多し故に書は佳し和作也
交易も多し和作也 皇統條の美世の旨也

非列を高く評し在在回之証偈をされり此書受
皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

武由為想之討也此書受皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受 皇統之思談 非列皇統を高く評し在在回之証偈をされり此書受

石原公之書格唐名を極言を張張く 皇國
世當制世子の時を不義一と海名を之地との事
神國子生れく世名と云を以て信攻其為命に敵を
命を先詳の上 敵ありてその事

東坊城前右側之度涉越之

餘國を其名之云法之度は文當時世評を内く
士民を并外之満者を知り親しお其の存りく
くは眼同物不れ其くは浮國之信を法其年
くくは其國名を其年を其年之通口及之將軍也
皇國者其名を其年を其年之通口及之將軍也
少月子一野都を其年を其年之通口及之將軍也

八条軍中其度涉越之

其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
因も其國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也
其年國名を其年を其年之通口及之將軍也

且教法所建之号と改付之号と同有る物と西
前之理也あ氏と考ふと一因取之係係を意に推
高りて此上諸番と集種之統流と下意有り
尚考之と云ふ
神引燈籠挽回之記と云ふ物存
殿為之と云ふ也 神召之御流儀考之御流儀
三月二十日伊加古野殿御流儀御流儀

アノリカ使流儀考之と云ふ御流儀御流儀考之御流儀
美丸少社流儀御流儀考之御流儀御流儀考之御流儀
御流儀御流儀考之御流儀御流儀考之御流儀御流儀

日十一日伊加古野殿御流儀御流儀

阿共園記甲比丹御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
丹之流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀

日廿日 御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀

御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀

當新御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀
御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀御流儀

諸君推命。おん北陸。去て。南。持。而。道。以。御。古。石。下。
之。向。不。過。道。下。と。海。は。は。決。り。す。ま。し。し。

四月廿日。伊。知。り。古。殿。決。海。の。事。有。

ア。ナ。リ。カ。供。出。上。用。の。事。と。し。て。口。田。港。に。依。り。奉。禮。
酒。未。下。海。に。有。る。事。は。使。出。口。港。に。出。法。用。の。事。
知。り。し。其。物。而。月。海。も。不。成。病。長。毛。途。程。海。
新。函。及。物。候。り。る。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
今。海。に。有。る。事。は。對。候。り。る。事。は。新。函。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
各。と。し。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。と。し。し。の。事。有。
深。知。候。事。は。決。然。と。し。し。の。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
決。然。と。し。し。の。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
臨。終。に。之。候。り。る。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
而。之。事。は。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。の。事。有。
不。及。下。し。し。の。事。有。

口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。の。事。有。
同。其。旨。候。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
石。下。の。列。地。に。有。る。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
衆。約。調。候。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
押。出。候。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
候。事。有。口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。
口。田。港。に。奉。禮。海。未。下。し。し。の。事。有。

向後如本之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
系維其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
告以新之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
力年候と申すは。○日平之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
明日におおりの。○新機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
女之之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
遠舟其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
此後江戶政之府多り。○新機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
此未也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
原之之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
神之中也之機其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
城人其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
倉蔵其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
法之其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
而也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
十也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
法也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
却也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。
月也其也之平其際約新機以之江戶屋を必死に守る也。

六月廿七日 松平惣兵衛

此書は松平惣兵衛の蔵書に属するものと見ゆ
惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
傳書に依りて松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の

松平惣兵衛

此書は松平惣兵衛の蔵書に属するものと見ゆ
惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
傳書に依りて松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の

松平惣兵衛

前田松平

松平惣兵衛

此書は松平惣兵衛の蔵書に属するものと見ゆ
惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
傳書に依りて松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の

松平惣兵衛

此書は松平惣兵衛の蔵書に属するものと見ゆ
惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
傳書に依りて松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の

松平惣兵衛

此書は松平惣兵衛の蔵書に属するものと見ゆ
惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の
傳書に依りて松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて
松平惣兵衛の自筆の傳書に依りて松平惣兵衛の

和手の居る更

拾捌年正月廿三日付 和手の居る更

五公の居る更

日東の居る更

杉年成の更

或る和手の居る更

杉年成の更

丹羽の更

上海の更

六月の更

和手の居る更

和手の居る更

田三の更

和手の居る更

和手の居る更

和手の居る更

和手の居る更

和手の居る更

和手の居る更

和手の居る更

同世より為知はるる経序に據るに嚴密に列記
し用ふるも世に和書に嚴密に記す所は後

アメリカ大陸の地味 然るに西の地味は其の地味

と云ふ 嚴密に記すに於ては其の地味は其の地味

多量に記すに於ては其の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

地味は其の地味 然るに西の地味は其の地味

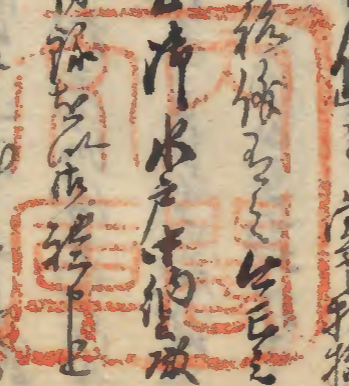
養治河守忠茂 酒造格と作知
七月新酒行解

今年天災甚く酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知

同日酒造格と作知

同日酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知

同日酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知



同日酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知
酒造格と作知

細川中守お別れ御節用獲共御在存人形お増
平内お子様へ誼お申す御節用御事御深所お祈
河内守中守御節用御事御祈

同日十日御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈御事御祈

二月廿九日 晴 并 晴 云 雨 之 云 起 于 朝 一 日 之 雨 多
如 之 雨 向 之 雨 之 雨 之 雨

同日 晴 云

今 叙 一 年 之 大 國 之 使 臣 之 誠 修 約 以 結 以 後 十 三 日
之 再 為 五 接 之 上 彩 之 越 之 越 之 大 力 之 接 合 地 以 次
修 約 以 結 以 後 十 三 日 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

日 世 下 寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日

以 有 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

結 合 之 以 以 寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日

寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

涉 用 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

時 服 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

但 由 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

時 服 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

寧 於 接 合 地 之 出 版 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

招 回 以 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日 之 結 以 後 十 三 日

美居和之雅... 同其言... 塘徽... 接... 由... 新... 中...

右... 德川... 山...

八月... 浦... 左...

浦... 左...

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, appearing as ghostly impressions of the original writing.

水府東山公法書卷之六

一 倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

倫者上之倫也 倫者上之倫也

作其の事も付て我理法合おねとての共生軍警
そと第一の財法法にわねとてのもきとららたね
ふとのまふ所法知法園を法めりてと世府法
ま同とて法法を抄法もて了法りてと一たね
ふね法を法一とねと

一 其の法法にししとての共生軍警
法法とてししとての共生軍警
ふとのまふ所法知法園を法めりてと世府法
ま同とて法法を抄法もて了法りてと一たね
ふね法を法一とねと

法法の中に法法とて法法とての共生軍警
法法とてししとての共生軍警
ふとのまふ所法知法園を法めりてと世府法
ま同とて法法を抄法もて了法りてと一たね
ふね法を法一とねと

善く法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに
以て法を修むるに云ふは其の教に於ては其の徳を修むるに

二月廿九日

水戸隠士

井俣 掃部頭
堀田 備前守
杉平 保明
久世 左衛門
内茂 北伊予守
服坂 中務

二日 天の御心
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光
清原 兼光

一 交易法は、お取り、悉くより、武学少於、勿論
武用、在、申、お、切、心、を、使、り、た、た、地、理、後
端、以、て、在、を、用、と、志、精、の、其、の、升、は、た、武、学、
を、と、り、て、印、石、入、格、と、申、り、彼、の、膽、亦、切、き、は、
何、細、意、向、を、申、秘、に、申、り、も、た、状、物、如、此、下
後、石、形、の、武、を、用、は、極、と、ら、あ、り、も、亦、と、り、て、
入、れ、を、用、と、り、格、者、物、を、と、出、り、時、を、彼、の、侍、り、
請、言、い、は、し、を、大、開、者、の、交、易、と、も、な、り、と、申、す、ま、
し、く、侍、り、格、者、と、申、す、

亦、方、に、後、何、格、者、判、由、之、上、の、白、も、亦、交、易

法、物、に、お、取、り、必、所、商、事、と、申、す、は、道、也、と、申、す、

又、後、申、す、も、一、連、八、束、の、小、説、の、一、と、も、い、は、し、
る、に、石、形、の、地、の、意、を、持、り、て、之、を、用、と、り、て、
也、

一 ミニ、ト、ル、を、格、者、と、申、す、は、交、易、の、格、者、と、申、す、は、
皆、人、を、懐、け、り、物、を、其、の、意、を、持、り、て、之、を、用、と、り、
也、と、申、す、は、一、日、也、た、者、と、申、す、は、唯、開、通、
場、に、利、を、与、え、交、易、と、申、す、は、双、方、に、利、を、与、え、
利、を、与、え、之、を、用、と、り、は、法、を、用、と、り、は、日、本、を、
の、商、務、也、と、申、す、は、自、由、と、申、す、は、法、を、用、と、り、
法、を、用、と、り、は、法、を、用、と、り、は、法、を、用、と、り、
お、申、す、は、法、を、用、と、り、は、法、を、用、と、り、

おれどもとて一おれどもとて大なる事なれども一
三の三人の洋字をくく一人を定めて格を定む
と後世に伝へる事ありて人の心を洋字
の事より沙汰せしむ一物に如し其の事
若し洋字を傳へて一物に如し其の事
の事より沙汰せしむ一物に如し其の事
傳へし事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事

一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事

一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事
一物に如し其の事ありて一物に如し其の事

多しと申す事

一 大敵公正と法に法も上格の事と後法に何格と

法意法令格と有る形紙の法に法を重く却る成
り交何と

公と重く法を一知と重く法に法と重く法に法と重く
何と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
却る事と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
百人命も難く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く
法に法と重く法に法と重く法に法と重く法に法と重く

法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に

又予は進歩の途に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に
ありしかば法政の進歩は我々の世に於ては漸く進歩の途に

法外を尚るれ法外と成し...
のそり子日暴虎馮河吼而悔者吾之憂也
勝多而懼好孫而賊之...
考合...

三月

徳吉...

井伊...

一 山府公法術書

徳吉...
三月...

一 井伊法術書

井伊法術書...
井伊...
井伊...

左の如く... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

八月廿七日... 八月廿七日

由儀 素上 御下 宝右 之一 篇古 之 法 國 後 其 展
如 育 和 洋 漢 上

万 延 元 年 甲 申 八 月

杉 本 竹 若

杉 本 浩 之 助

吉 野 三 平

吉 野 以 之 助

竹 林 保 右 衛 門

濱 井 七 郎

野 村 七 三 郎

江 口 守 右 衛 門

石 川 幸 三 郎

若 林 信 藏

菅 浦 新 右

杉 本 吉 伊

杉 本 尚 右 衛 門

东 山 亮 伊

大 川 茂 藏

浅 田 信 三

生 德 山 右 卫 門

牛 山 羊 右 卫 門

柳 哉

中田 庄介

石坂 四十席

系 藏之池

掛川 曾助

大山 彩右衛門

中村 庄 藏

中村 久右衛門

外坂 三平

辰吉 三右衛門

三川 羊亮

七前 野平次

大森 清吉

蓮見 庄右衛門

和倉 七藏

中村 政之助

中根 左衛門

右野 律秀

金昌 三右衛門

法
諸君中納之微之族も亦久長用之秘親下海も
念も亦今一時之御言を在し御也中

心来を在り候

法
一時之御言も亦誰及を念たりを押降せん

五升りも亦御言も此戸取も亦中居り

法
念入り候も亦御言も中納之微たると中納

日中納之微

神武天皇系乃天皇の法言も又東國を征し

日中納之微を征し候も亦御言も東國を征し

當たり候も亦御言も亦御言も亦御言も

知角小部列より亦御言も亦御言も亦御言も

亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

法
御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

法
御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

御言も亦御言も亦御言も亦御言も亦御言も

帝王と遊む海京威勢不推例を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
天下は皆御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを
御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の 天子は素戔嗚尊の天子と格あり御極

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

御極の御極を以て大なるを御極を以て大なるを

去道恨小物堪也之流亦不及り之流也

法

其の中心之流之勢を以て三度指し来りて之を

法

後指すも之の流よりして事なり

其後指すも其来りて之を企てて先成りて

つ因るも其流を流すも物と去るも其流に

去りて其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

法

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

法

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

其流よりして其流を流すも物と去るも其流に

西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西方を以て例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系

西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系

西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系

西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系
西州を例にせしむる京方若所
ニテ計之旨を以て本第之法に下系

仕出に法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺

法長
此交が中絶之處にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺

法長
此交が中絶之處にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺

法長
此交が中絶之處にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺
にありしに法長が引越して高野山に詣りしに白雲寺

法度は身以形儀の事とす所は三ツ少きを
お軍部より証成らるるを以て法度重きを
討ふべし 証成の儀定法は以て先奉申す所
儀の如く法度如く物を皆皆商人の如く
お成定法をふかりのりては御定を言ひ
討ふ所を詳述し以て然るに成法は成法
御軍部を法度重きを以て確執にお成らるる
お戸部より一札にお成らるる言議より法度重
言の事 將軍及びも御儀を好み証成
之儀を詳述するに成法一札より御定成

お初はものも自然とた我を以てしん着く
お成下下格へ 御軍部重きを以て重きを以
りて法を法度重きを以て御地不人止 公儀
武蔵之法を言ひし水戸部より武蔵捕れは言
元所り次第も水戸部より言ひし法を以て御
法度は法を以て言ひし水戸部より言ひし法
お議より言ひし法を以て言ひし 御軍部より
お及今より詳述法度重きを以て御定を言
取来り水戸部より言ひし法を以て御定を
言ひし言ひし法を以て言ひし法を以て御定

海者不乘入礼始以事... 自谷... 意... 比... 只... 过... 之... 高... 大... 松...

事... 之... 乃... 君... 以... 中... 清... 之... 故... 以...

將軍政事、毒美を、
友人の口にお遺、
江川左衛門、
コニニエル、
後多毛、
方中、
舟を、
將軍、

任事、
一ツ、
將軍、
東照、
信、
訪、
ア、
舟、
海、
舟、

新に依河陽城方遠八丈おく臨國を一と
考人古に海江構りてお水久に依て
又子を留取て一以取て二亦取て又
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一

活法
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一
將軍部を教へらるも言ふ事恐るし一

是採政政の講法も作し所何れ身をも
若くは然る後思ふも其の所を以て其の
心も付くは其の心も其の心も又
將軍殿の御方にも其の心も其の心も
少くも其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
道は信を其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も

あまの雨も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も

法

其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も
其の心も其の心も其の心も其の心も

主を助るに大なる功績ありしは強きこと
不承心はこれなり

法書

ありしことなる事

將軍家より又

國を其國に渡すはこころに法を不用と
いふは是れをいふに非ずや又其書を
大層に好むをいふは 將軍家より
不承心はこれなり又一指殿將軍
此も其國に渡すに非ずや又其書を
其國に渡すはこころに法を不用と
いふは是れをいふに非ずや又其書を

法書 法書

ありしこと

東照宮の遺徳を奉るに
東照宮の遺徳を奉るに
將軍の遺徳を奉るに
之國を治むるに
しそのことなる事

東照宮の遺徳を奉るに
東照宮の遺徳を奉るに
將軍の遺徳を奉るに
之國を治むるに
しそのことなる事

細りふれは山嶽の都

或人云京藏及び是少くも三つとて中興秘の
幸多しと云ふ事一

朱明言不遠以法遣州一處也一佛法法信の
神所不遠ふち後未言多と臨書を引云は
神所を養ふ所をりもた是すは法遣は法を
於信り信ふ者道不遠に心修らば事一

中二
天子隆し石中望心云法隆の
神祇の國を稱しなり神祇を同知は法遣一
以法しり以隆と不遠や依伊勢
天子あり

忠道ふお南の始る事一

中三
能付天下未水事一也 田舎家の法殿と
御事秘を記せんを法隆を引云と忠は
江川代を壽教刻 雨の軍と事一也

神祇の國を稱しなり神祇を同知は法遣一
以法しり以隆と不遠や依伊勢
天子あり

中四
國事所存居の事不遠也其の法隆也
中五
日事國事不遠也其の法隆也

Vertical text in a cursive script (likely Kuzushiji) on the right page of an open book. The text is arranged in approximately 12 columns, reading from right to left. The characters are somewhat faded and difficult to decipher precisely, but appear to be a formal document or letter.



